

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人フォーラムひこばえ
評価者氏名（職名）	浜岡 政好 （佛教大学 名誉教授）
評価対象期間（年度）	平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

1 法人の事業活動，組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☒	☐	☒	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☒	☐	☒	☐

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☒	☐	☒	☐

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合，基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に 3 件程度記入。

項 目	法人全体の労力に占める 事業に割く労力の割合※
事業名 ひこばえ事業	10%
事業名 児童館・学童保育事業 うたの・ひこばえ児童館	30%
事業名 放課後等デイサービス事業 放課後くらぶひこばえ 放課後くらぶひこばえ ふう	40%
事業名 就労継続B型事業（含 生活介護）	20%

※ 例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき，理事会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐

定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	☒	☐	☒	☐
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☒	☐	☒	☐
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☒	☐	☒	☐
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	☒	☐	☒	☐

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	☒	☐	☒	☐
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☒	☐	☒	☐
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☒	☐	☒	☐
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☒	☐	☒	☐

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	☒	☐	☒	☐
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☒	☐	☒	☐

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☒	☐	☒	☐
外部評価を受けた結果を、理事会等で審議する機会を設ける等、改善する機能を有しているか。	☒	☐	☒	☐

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

(1) 活動の意義・成果等

定款に掲げた目的を実現するために、①ひこばえ事業（自主事業）、②児童館・学童保育事業「うたの・ひこばえ児童館」、③放課後等デイサービス事業「放課後くらぶひこばえ」、④就労継続支援B型事業の4事業に取り組んできた。平成30年度からは8月に放課後等デイサービス事業の2か所目の「放課後くらぶひこばえふう」を開所し、また11月からは生活介護「ひこばえ me」を開設した。これらはいずれも障がい者を含む地域の生活・福祉ニーズに応えたものでまさに定款目的の「住民主体の安心で安全なまちづくりを促進し、地域福祉の向上に貢献する」実践そのものであり、積極的に評価することができる。今後これらの事業を安定的に運営できるように取り組むことが課題となっている。また2か所目の放課後等デイサービス事業の開設にあたって、地域との合意形成の困難に直面したが、今後の事業拡大にあたって、そこでの教訓を理事会や職員集団で共有する必要があると思われる。

(2) 社会に対しての活動成果の発信

活動成果の社会への発信は、ホームページ、機関紙「フォーラムひこばえ」、月刊の「うたの・ひこばえじどうかん」などを通して行われている。平成30年度の目標4として「法人の活動を知らせていく活動として、広報活動の充実を図る」ことがあげられており、広報委員会が設置されたこともあり、ホームページなどは改善されてきた。事業拡大での地域との合意形成の問題は、今後、地域に対するこまやかな情報発信による法人の事業や活動に対する理解や共感を広げることがさらに重要になっていることを示している。

(3) 地域団体等の他団体との連携

法人の事業や活動によって地域諸団体との連携は徐々に広がってきている。特に福祉系の地域団体や事業体などにおける法人への認知度は上がってきていると思われる。地域との結びつきをさらに高めていくためには、地域団体との連携とともに、ボランティア等による法人と地域住民との直接的な結びつきを広げていくことも今後の課題となっている。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性，組織体制の状況など

(1) 財務管理の透明性

総会において決算報告書、監事監査報告書等が審議され、議決されており、財務管理の透明性は確保されている。

(2) 組織体制の状況

①総会・理事会

平成30年度の総会、理事会等の機関運営は、定款に基づき適切に審議、意思決定が行われている。議事録も適切に作成され、保管されている。

②監事・監査

監事は、第三者性、公正性を確保しており、定款に定める職務を執行している。

③事務局体制

法人の事業拡大によって、事務量が急速に増大し、4つの基幹事業を安定的に運営し、理事会機能を適切に果たすために、事務局体制の整備がこの間喫緊の課題とされてきた。昨年度よりやっと1.5人体制になっており、一定前進したが今の事業規模を考えるとまだ不十分である。事務局機能の強化を進めるためには、事務局機能の重要性を理事会とともに、職員集団での共有が大切であると思われる。

④職員体制

職員体制は欠員なしの状況であり、退職者も少ないことは評価される。しかし、事業の拡大に伴い職員集団が大きくなってきており、法人の理念の継承が重要になっている。この間、日常業務のなかにコミュニティづくりの観点を取り入れるなどしているが、今後も理念継承を重視して取り組むことが求められる。

⑤危機管理

大規模災害が多発しており、利用者・職員の安全性の確保、事業の継続性の上からもBCPの作成やその実効性の担保が重要になっている。耐震性の確保など長期的視野での準備が求められている。

《評価対象法人記入欄》

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
事業拡大での地域との合意形成の問題は、今後、地域に対するこまやかな情報発信による法人の事業や活動に対する理解や共感を広げることがさらに重要になっていることを示している。 地域との結びつきをさらに高めていくためには、地域団体との連携とともに、ボランティア等による法人と地域住民との直接的な結びつきを広げていくことも今後の課題となっている。	法人の事業拡大とともに、職員が増員され、今迄地域住民や会員の力を借りなければできなかったことが、職員間で完結できるようになった。しかし法人の趣旨としては、地域住民や会員の力を、ただ労働力として借りるのではなく、地域福祉推進への方法として必須の力と捉えている。そのため、法人の事業が拡大するにつれて、そのことを常に念頭に入れ、職員が地域住民と共同する力を持つことが、より求められる。 これらのことを実践に活かしていくため、年間通しての職員研修の中で題材として取り上げ学び、協議していく。（予定としては 2019 年度末の職員研修で、地域組織論についてゲストを招聘し、住民参加やネットワークづくりの具体的方法論について学ぶ予定になっている。）
法人の事業拡大によって、事務量が急速に増大し、4 つの基幹事業を安定的に運営し、理事会機能を適切に果たすために、事務局体制の整備がこの間喫緊の課題とされてきた。事務局は、昨年度よりようやく 1.5 人体制になっており、一定前進したが、今の事業規模を考えるとまだ不十分である。事務局機能の強化を進めるためには、事務局機能の重要性を理事会と、職員集団で共有することが大切であると思われる。	事務局の体制は昨年度に比べ強化されたが、事務局の果たす役割についての考えについて、職員それぞれ違いがある。そのためどうしても現場＞事務局の構図になってしまいがちである。事務局は事務を行うだけでなく、法人の方向性を示す重要な役割を果たしていて、一定の担当者の配置と業務に千円することの必要性を、職員、役員間で共有する必要がある。2019 年度は各事業所内で業務分掌を作成する作業を行っているため、法人事務局もこの作業を通して、業務の整理と可視化をはかり、役職員への提示を行っていききたい。
事業の拡大に伴い職員集団が大きくなってきており、法人の理念の継承が重要になっている。この間、日常業務のなかにコミュニティづくりの観点を取り入れるなどしているが、今後も理念継承を重視して取り組むことが求められる。	法人の理念をふまえた事業展開について考える研修を行い、成果物として職員行動規範を作る。（2019 年度中）
大規模災害が多発しており、利用者・職員の安全性の確保、事業の継続性の上からも BCP の作成やその実効性の担保が重要になっている。耐震性の確保など長期的視野での準備が求められている。	現状としては、災害時の対応については法人全体の避難訓練の実施にとどまっている。大災害時に、利用者を家族のもとへ無事届けることや、施設や設備を、地域のセンターとして地域住民に利用してもらえよう、計画を今後考えていく必要がある。定例で行っている防災・環境班会議にて行っていく予定である。 建物の耐震化等の整備については、令和 4 年度中を期限として計画中であるが、そのプランニングの中に、災害時の地域センターとしての役割を盛り込み、事業計画を立案していきたい。

備考（審査委員会のコメント）

放課後等デイサービス事業や就労継続B型事業など、様々な事業を積極的に展開されていることは高く評価したいが、それに応じた組織体制づくりと地域とのより良い関係づくりにはいっそう御留意いただきたい。また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大等の危機事態に対しては、子どもたちの学びの場を提供しているなどの事業の性質上、速やかな対応ができる体制づくりに努めていただきたい。さらに、寄附集めについては、条例指定・認定による税制上の優遇措置のメリットをいかし、継続的な努力がなされることを期待する。